

業務請負単価契約書(案)

- 1 契約件名 第5号 官用自動車点検等業務（飯田地域）
- 2 仕様内容 官用自動車点検等業務仕様書のとおり
- 3 契約単価 別紙単価表のとおり
- 4 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 5 検査場所 官用自動車点検等業務仕様書のとおり
- 6 履行期限 発注の都度指示
- 7 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者 支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広、分任支出負担行為担当官 伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章 と受注者 ○○○○○○ ○○○○○○ とは、上記各項及び契約条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 長野県長野市大字栗田715-5
支出負担行為担当官
中部森林管理局長 佐伯 知広

同 長野県飯田市座光寺5152-1
分任支出負担行為担当官
伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章

受注者

契 約 約 款

(目的)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、官用自動車点検等業務仕様書及び発注者の発行する発注書に従い、これを履行しなくてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承認)

第5条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(履行体制の把握)

第6条 受注者は、第5条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第5条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書類（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなくてはならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、この業務の適切な履行を確保するために、監督職員を定めた時は、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、業務仕様書に定める業務のほか、契約書に基づく発注者の権限のうち次の事項について権限を有する。

- 一 契約書第8条に掲げる発注書の作成、受注者への交付、指示及び車両の引渡し
- 二 契約書第9条に掲げる追加整備に関わる業務
- 三 契約書第10条に掲げる履行期限の延長に関わる業務
- 四 契約書第11条に掲げる履行完了確認及び車両の引渡し

(発注指示及び車両の引渡し)

第8条 発注者は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した発注書を発行し、これを受注者に交付して業務履行の指示をするものとする。

2 受注者は、前項の発注書により発注のあった日から発注者の指定する日までに、指定の場所において車両の引渡しをしなくてはならない。

(追加の整備)

第9条 受注者は、第8条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加の整備が必要（以下「追加整備」という。）と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするものとする。

2 発注者は、前項の受注者の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を受注者と締結するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 受注者は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができないと判断される場合は、あらかじめ、発注者に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、履行期限延長の承認を求めなければならない。

2 受注者は、前項の遅延が天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰することができない理由により、指示書に定める引渡し期限までに履行できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明かにした書面により、引渡し期限の延長を求めることができる。

(履行完了確認及び引渡し)

第11条 受注者は、当該物件の請負が完了したときは、発注者が指示した書類等を提出し、発注者の立会いのうえ履行完了確認をうけ、車両の引渡しをしなければならない。

(検査)

第12条 受注者は、業務の履行を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に、第8条及び第9条の項目について検査を行うものとする。

3 検査職員は、前項の検査を実施する場合において、受注者の立会いを求めるものとする。また、受注者は正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(代金の請求及び支払)

第13条 受注者は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数ヶ月分をとりまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、受注者に返送した場合には、発注者がその返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参加しない。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと受注者が認めるときは、その不具合箇所を受注者の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、受注者の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第15条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合は発注者と受注者が協議して契約変更することができる。

(履行遅延の場合における損害賠償金等)

第16条 発注者は、受注者が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後発注者の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、受注者に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。

2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価に乗じて得た額の年3%に相当する額とする。

3 第1項の延滞金の請求は、発注者がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

4 発注者の責に帰する理由により、第13条第2項の支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払金額に対して年3.0%の割合で計算した額を遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

(損失負担)

第17条 受注者は、当該物件の引渡完了前に、当該物件に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その限度内において発注者の負担とする。

3 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しく

は第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 19 条 受注者は、この契約に関し、次の各号に一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人 (受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは、第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人 (受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受注者は違約金として契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと発注者が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(契約外事項)

第21条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第22条 この契約について紛争を生じた場合は、発注者と受注者が協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

(特約事項)

第23条 別紙のとおり

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再

請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。